

# 資料 1

平成25年7月30日（火）（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会

## 門真市自治基本条例素案出前講座の実施状況

### 1. これまでの実績(平成24年10月～平成25年7月時点)

22団体1147人

### 2. 出前講座での主な質問・意見等

関連条項	主な質問・意見等	回答
第2条	市民の定義について、誰でもいいのか。	第2条の市民の定義において、市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で事業活動を行う人・団体及び事業者と定義している。
第16条	地域会議はいつできるのか。	地域会議の設置時期は、地域内で合意形成されたときである。今後とも出前講座を通じて、地域会議について説明し、条例が制定された後には、地域会議が形成されるよう、努めていきたい。
第16条	地域会議は地方分権のさらに細分化ということか。	これからのまちづくりを進めるにあたって、地域の特色を持った取り組みを進める必要がある。門真の中でも、地域によって住民ニーズや地域課題が異なるので、それらを検討・解決する仕組みとして地域会議がある。まずは、各校区の中で、まちづくりについて話し合う場面、仕組みを作っていきたい。
第16条	自治会役員はすでに一杯一杯である。地域会議のような新たな組織が増えると手一杯になり、オーバーワークになる人が増えるのでは。	地域会議は、これまで地域で活動したことがない人達が、新たな担い手として地域活動に参画するきっかけとしていきたい。また、様々な団体が参画することで、重複する活動等については調整することで負担の軽減にも繋がると考えている。
第16条	人口減少が進み、若い層が減り高齢者が多くなり、誰が住んでいるかもわからない状況で管理が行き届かなくなると活発な活動は難しいのではないかと。地域会議についてはもっと中身を詰めていくべきである。	この自治基本条例素案では、地域会議を設置する主体をを市民としている。今までは役所だけでまちづくりをしてきたが、今後は市民と一緒に活動していきたいと考えている。地域会議は、まず地域の課題について、みんな考え、検討していく組織になるものと考えている。
第16条	地域会議とあるが、今までも青少年育成協議会など団体が集まった取り組みは行われてきた。自治会の会員が減少する中で、その対策を取らずに、地域会議を進めても、普段地域の取り組みに関わらない人がどうやって活動に参加するのか。	地域会議では活動の一つとして、コミュニティ紙の発行等を考えている。コミュニティ紙の中で、地域の団体の取り組みについて周知し、より多くの人が地域活動に参画するような働きかけが必要だと考えている。

関連条項	主な質問・意見等	回答
その他	条例を早く制定する必要があると思う。	平成24年9月に制定予定であったが、市民説明会等の結果を踏まえ、自治基本条例が協働によるまちづくりの根幹となる条例であることから、条例制定に向けた機運を高める必要があると考え、スケジュールの見直しを行った。
その他	自治基本条例は当たり前のことを書いているが市政に必要なのか。	市があらゆる施策の基本姿勢としている協働によるまちづくりを進めるに当たり、基本となることをあえて明文化しており、これからのまちづくりに必要なものである。
その他	条例を制定するだけには留まらず、他の自治体のように、フェイスブック等のSNSを使って市民とダイレクトに交流を図る取り組みが必要と考える。	自治基本条例素案では、市民と市が協働を推進する組織として地域会議の設置について示している。地域会議において、コミュニティ紙の発行や、SNSの活用等が図られることにより市民と市、市民同士の交流が促進されると考えている。
その他	門真市は定着率が低いので、門真市への思いを条文の中に入れてほしい。	自治基本条例の前文で、門真市の歴史やこれからのまちづくりについて記述している。
その他	地域の様々な団体の協力を得ること、人が集まる土台をマニュアル化して作ってあげてほしい。自治会については退会する人が増えてきており、地域のことについて、話し合ったり、集まる場を作って意識啓発を行う必要があると思う。	第16条では、地域で活動されている方などが集まって話し合い、地域の課題解決に取り組む組織として、地域会議の設置について示しており、地域会議に多様な主体が参画することで、より多くの人が集まることが期待される。その中で自治会やそれぞれの団体等の活動についてお互いが知ることで、地域の活性化が図られるものと考えている。
その他	みんなでまちをつくっていかねばならないので、今後、このような出前講座を積極的に活用したいと思う。	今後も様々な場面で、出前講座等を通じて市民の皆さんに自治基本条例について知っていただき、条例制定に向けた機運を高めていきたい。

# 資料2

## 条例制定に向けたスケジュールについて(案)

平成25年7月30日（火）（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会

	7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月					
	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週		
条例制定 検討委員会				13回					14回 (法規審査後の最終確認・条例案完成)																													
地域会議検討会議				5回					6回																													
議会									平成25年第3回定例会					自治基本条例(案) ・補正予算案提出 議案提出					平成25年第4回定例会																			
公民協働課					条例素案法規審査依頼				条例制定検討委員会後、関係規則等についても									自治基本条例(案) ・補正予算案審議					各地域における地域会議設置に向けた働きかけ															

# 第 1 3 回

## (仮称)門真市自治基本条例

### 制定検討委員会

### 会 議 資 料

---

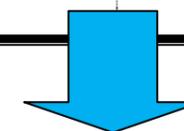
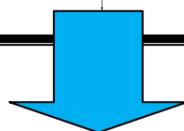
平成 2 5 年 7 月 3 0 日 (火) 午後 2 時～

消費生活センター 2 階会議室

---

# ○記載内容説明

門真市条例制定検討委員会 作成 条例案 平成24年7月27日		門真市条例制定検討委員会 条例案 作成 平成25年7月 日	
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
<p><b>第1条</b> この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>	<p><b>第1条</b> この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>



平成24年7月27日 条例制定検討委員会の素案です。

事務局が作成した自治基本条例案です。

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成24年7月27日

(前文)	(説明)
<p>門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸（どうたく）が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。</p> <p>私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙（たいじ）し、水路や築堤、段蔵、バッテリーなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開墾され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。</p> <p>また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織などの共同体をつくり、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応える自治がありました。</p> <p>加えて、平和憲法の制定や核兵器の廃絶、国際的に活躍した企業人など歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として「門真市民憲章」を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問わ</p>	<p>門真市には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその担い手である先人たちの活躍について述べています。</p> <p>低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた本市域は、仁徳天皇の堤事業と伝えられる茨田堤（まんだのつつみ）をはじめ、水路にパナマ運河と同様の仕組みであるバッテリーをつくり、船の行き来を行ってきました。河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世以降、盛んになりました。</p> <p>また、水害による困窮から、農民たちは水防組織をつくるなど農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力がありました。生活の安定が侵されようとした時は、それに応える自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。</p> <p>さらには、平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。</p> <p>昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷いた門真市は、その10年後に、市民憲章を制定しました。</p> <p>時は移り、平成12年4月施行の「地方分権一括法」により、地方自治は、大きく様変わり</p>

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成25年7月30日

(前文)	(説明)
<p>門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸（どうたく）が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。</p> <p>私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙（たいじ）し、水路や築堤、段蔵、バッテリーなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開墾され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。</p> <p>また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織などの共同体をつくり、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応える自治がありました。</p> <p>加えて、平和憲法の制定や核兵器の廃絶、国際的に活躍した企業人など歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として「門真市民憲章」を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問わ</p>	<p>門真市には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその担い手である先人たちの活躍について述べています。</p> <p>低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた本市域は、仁徳天皇の堤事業と伝えられる茨田堤（まんだのつつみ）をはじめ、水路にパナマ運河と同様の仕組みであるバッテリーをつくり、船の行き来を行ってきました。河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世以降、盛んになりました。</p> <p>また、水害による困窮から、農民たちは水防組織をつくるなど農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力がありました。生活の安定が侵されようとした時は、それに応える自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。</p> <p>さらには、平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。</p> <p>昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷いた門真市は、その10年後に、市民憲章を制定しました。</p> <p>時は移り、平成12年4月施行の「地方分権一括法」により、地方自治は、大きく様変わり</p>

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成24年7月27日

れるようになってきました。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少・少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉、社会保障から子育て、教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化など様々な解決すべき課題も発生しています。

そこで、課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全・安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠（くすのき）が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民が起点となり、生成し、自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。

そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

し、機関委任事務は廃止され、国と地方は上下関係から、対等・平等の関係となりました。一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたりします。

一方、今日のグローバル社会の中で、日本社会は混迷を深めており、地方の疲弊も著しくなっており、今まさに、地方自治の在り方が問われています。

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の多様化等によって、市民の暮らしは、大きく変わってきており、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文はこれから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例を門真市の自治の最高規範性を有するものとして尊重していくことを宣言するものです。

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成25年7月30日

れるようになってきました。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少・少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉、社会保障から子育て、教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化など様々な解決すべき課題も発生しています。

そこで、課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全・安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠（くすのき）が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民が起点となり、生成し、自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。

そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

し、機関委任事務は廃止され、国と地方は上下関係から、対等・平等の関係となりました。一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたりします。

一方、今日のグローバル社会の中で、日本社会は混迷を深めており、地方の疲弊も著しくなっており、今まさに、地方自治の在り方が問われています。

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の多様化等によって、市民の暮らしは、大きく変わってきており、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文はこれから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例を門真市の自治の最高規範性を有するものとして尊重していくことを宣言するものです。

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年7月27日		門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成25年7月30日	
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
<p><b>第1条</b> この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>	<p><b>第1条</b> この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。</p> <p>この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。</p>

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成24年7月27日

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

**(1) 市民**

市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で市民活動を行う人・団体及び事業所をいいます。

**(2) 事業所**

市内で事業活動を行う個人・法人をいいます。

**(3) 議会**

政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ意思決定機関をいいます。

**(4) 市役所**

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びその執行に関わる職員をいいます。

**(5) 協働**

市民、事業所、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力することをいいます。

**(6) 市民力**

市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題解決に向けて考え、取り組む力のことをいいます。

**(7) 地域力**

市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力のことをいいます。

### (説明)

本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものです。

そのため、従来の意味とは異なった用語の使い方を本条例では行っていますので、条例で使用される用語について、できるだけ明確に定義付けを行っています。

本条例における市民とは、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民であり、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人・団体、そして事業所も市民に含めています。特に、市内で事業活動を行う個人・法人は、地域との関わりが一層求められており、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。市役所という表現は、本来であれば市、行政または執行機関とすべきですが、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。

協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」「協同」とよく混同されます。「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、「力の合わせ方」が異なります。「共同」は「共同作業」のように「一緒に作業すること」が強調されます。

「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、「必要な活動を分かち合う」意味を持ちます。

「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、「それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう」という意味になります。

# 門真市条例制定検討委員会

## 条例素案

作成 平成25年7月30日

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

**(1) 市民**

市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で市民活動を行う人・団体及び事業所をいいます。

**(2) 事業所**

市内で事業活動を行う個人・法人をいいます。

**(3) 議会**

政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ意思決定機関をいいます。

**(4) 市役所**

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びその執行に関わる職員をいいます。

**(5) 協働**

市民、事業所、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力することをいいます。

**(6) 市民力**

市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題解決に向けて考え、取り組む力のことをいいます。

**(7) 地域力**

市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力のことをいいます。

### (説明)

本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものです。

そのため、従来の意味とは異なった用語の使い方を本条例では行っていますので、条例で使用される用語について、できるだけ明確に定義付けを行っています。

本条例における市民とは、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民であり、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人・団体、そして事業所も市民に含めています。特に、市内で事業活動を行う個人・法人は、地域との関わりが一層求められており、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。市役所という表現は、本来であれば市、行政または執行機関とすべきですが、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。

協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」「協同」とよく混同されます。「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、「力の合わせ方」が異なります。「共同」は「共同作業」のように「一緒に作業すること」が強調されます。

「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、「必要な活動を分かち合う」意味を持ちます。

「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、「それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう」という意味になります。

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年7月27日		門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成25年7月30日	
第2章 自治の基本原則		第2章 自治の基本原則	
(基本理念)	(説明)	(基本理念)	(説明)
<p><b>第3条</b> 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>	<p><b>第3条</b> 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>
(最高規範性)	(説明)	(最高規範性)	(説明)
<p><b>第4条</b> この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市における自治の推進の最高規範性を有するものとして尊重されていくこととなります。したがって、本条例を自治における最高規範性を有するものとして、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。</p> <p>また、総合計画等においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>	<p><b>第4条</b> この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市における自治の推進の最高規範性を有するものとして尊重されていくこととなります。したがって、本条例を自治における最高規範性を有するものとして、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。</p> <p>また、総合計画等においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)	(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)
<p><b>第5条</b> 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。</p> <p>ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。</p> <p>しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。</p>	<p><b>第5条</b> 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。</p> <p>ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。</p> <p>しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(総合計画)	(説明)	(総合計画)	(説明)
<p><b>第6条</b> 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。</p> <p><b>2</b> 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p><b>3</b> 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等を進めます。</p> <p><b>4</b> 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定の改正により、議会承認を得ることの義務化はなくなりましたが、門真市においては、引き続き、総合計画の重要性を確認し、市民とともに計画行政を推進するため、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。</p> <p>総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。</p> <p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p>	<p><b>第6条</b> 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。</p> <p><b>2</b> 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p><b>3</b> 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等を進めます。</p> <p><b>4</b> 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定の改正により、議会承認を得ることの義務化はなくなりましたが、門真市においては、引き続き、総合計画の重要性を確認し、市民とともに計画行政を推進するため、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。</p> <p>総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。</p> <p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年7月27日		門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成25年7月30日	
第3章 市民・議会・市役所の役割		第3章 市民・議会・市役所の役割	
(市民の役割)	(説明)	(市民の役割)	(説明)
<p><b>第7条</b> 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、自他の権利と責務を理解し、市民モラルの向上及び自助努力に努めます。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史や文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人や地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守る環境整備に努めます。</p>	<p>人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。相互に補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。第1項、第2項では、そのために必要な市民の役割について述べています。</p> <p>そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。そのため、第3項では、市民の権利について述べています。</p> <p>上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。</p> <p>第4項は、一般的に、市民はまちの欠点に気がなりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めたいという想いを込めています。</p>	<p><b>第7条</b> 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、自他の権利と責務を理解し、市民モラルの向上及び自助努力に努めます。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史や文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人や地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守る環境整備に努めます。</p>	<p>人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。相互に補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。第1項、第2項では、そのために必要な市民の役割について述べています。</p> <p>そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に<b>負託</b>することになります。<b>負託</b>するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。そのため、第3項では、市民の権利について述べています。</p> <p>上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。</p> <p>第4項は、一般的に、市民はまちの欠点に気がなりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めたいという想いを込めています。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
		作成 平成24年7月27日	作成 平成25年7月30日
	<p>第5項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。</p> <p>少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。</p> <p>お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心して安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。</p> <p>第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思います。</p>		<p>第5項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。</p> <p>少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。</p> <p>お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心して安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。</p> <p>第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思います。</p>
(事業所の役割)	(説明)	(事業所の役割)	(説明)
<p><b>第8条</b> 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。</p>	<p>事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、事業活動を行う個人・法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。</p> <p>地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。</p>	<p><b>第8条</b> 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。</p>	<p>事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、事業活動を行う個人・法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。</p> <p>地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(議会の役割)	(説明)	(議会の役割)	(説明)
<p>第9条 議会は、市政の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、広く市民の声を議会運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。</p> <p>3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には市役所の監視機能以外に、政策形成機能が求められています。</p> <p>そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えてつあります。</p> <p>議会改革は、市議会で常に議論されるものですが、ここでは、開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。</p>	<p>第9条 議会は、<b>市政を進めるに当たっての議案の</b>審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、広く市民の声を議会運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。</p> <p>3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には市役所の監視機能以外に、政策形成機能が求められています。</p> <p>そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えてつあります。</p> <p>議会改革は、市議会で常に議論されるものですが、ここでは、開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。</p>
(議員の役割)	(説明)	(議員の役割)	(説明)
<p>第10条 議員は、市民の意思を的確に反映させ、公正かつ誠実に職務を遂行し、市役所を監視する機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、その役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研鑽（じこけんさん）を行い、審議及び政策提案に努めます。</p>	<p>議員は、様々な市民の声を代表しています。議員は、その民意を執行機関である市役所の公正な職務の遂行の監視に役立てるとともに、政策に反映できるよう努めることが、求められています。</p> <p>そのために、議員は自己研鑽を行うことが必要とされます。</p>	<p>第10条 議員は、市民の意思を的確に反映させ、公正かつ誠実に職務を遂行し、市役所を監視する機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、その役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研鑽（じこけんさん）を行い、審議及び政策提案に努めます。</p>	<p>議員は、様々な市民の声を代表しています。議員は、その民意を執行機関である市役所の公正な職務の遂行の監視に役立てるとともに、政策に反映できるよう努めることが、求められています。</p> <p>そのために、議員は自己研鑽を行うことが必要とされます。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(市役所の役割)	(説明)	(市役所の役割)	(説明)
<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p> <p>4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民、議会からの意見や提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。</p> <p>第1項では、このような市役所の役割を述べています。</p> <p>第2項では、市役所の広報活動は広報紙、ホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表を行うなど改善に取り組んでいますが、広報紙がわかりにくい、ホームページを閲覧できる環境にないなど、必要な人に必要な情報が届けられていない場合があります。</p> <p>引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、様々な情報に触れられる機会を増やす等、市民が市役所の情報に関心を持てるような工夫が必要です。</p> <p>第3項では、市役所の公平・公正さの原則を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、不断の行財政運営の見直しに努めることを規定しています。</p> <p>第4項では、条例の理念を理解し、職務を組織的に遂行する職員を育成していく必要性を述べています。</p>	<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p> <p>4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民、議会からの意見や提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。</p> <p>第1項では、このような市役所の役割を述べています。</p> <p>第2項では、市役所の広報活動は広報紙、ホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表を行うなど改善に取り組んでいますが、広報紙がわかりにくい、ホームページを閲覧できる環境にないなど、必要な人に必要な情報が届けられていない場合があります。</p> <p>引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、様々な情報に触れられる機会を増やす等、市民が市役所の情報に関心を持てるような工夫が必要です。</p> <p>第3項では、市役所の公平・公正さの原則を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、不断の行財政運営の見直しに努めることを規定しています。</p> <p>第4項では、条例の理念を理解し、職務を組織的に遂行する職員を育成していく必要性を述べています。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(職員の役割)	(説明)	(職員の役割)	(説明)
<p><b>第12条</b> 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽（じこけんさん）に努めます。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。</p>	<p>地方公務員法にも規定されていますが、改めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守により公共の利益の増進を推進する役割及び、そのために自己研鑽することを規定しています。</p> <p>第2項では、市民などからの様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。</p>	<p><b>第12条</b> 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽（じこけんさん）に努めます。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。</p>	<p>地方公務員法にも規定されていますが、改めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守により公共の利益の増進を推進する役割及び、そのために自己研鑽することを規定しています。</p> <p>第2項では、市民などからの様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。</p>
第4章 国及び他の地方公共団体との連携		第4章 国及び他の地方公共団体との連携	
(国及び他の地方公共団体との連携)	(説明)	(国及び他の地方公共団体との連携)	(説明)
<p><b>第13条</b> 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。</p>	<p>今日の状況は、課題に応じて都市間連携を行うことで、効率的で効果的な行政を実現していかなければなりません。</p> <p>日本は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。</p> <p>その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携を推進していかなければなりません。</p>	<p><b>第13条</b> 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。</p>	<p>今日の状況は、課題に応じて都市間連携を行うことで、効率的で効果的な行政を実現していかなければなりません。</p> <p>日本は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。</p> <p>その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携を推進していかなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年7月27日		門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成25年7月30日	
第5章 協働の基盤形成		第5章 協働の基盤形成	
(協働の基盤・推進)	(説明)	(協働の基盤・推進)	(説明)
<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。</p> <p>したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境形成が必要です。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善とはなっていきません。</p> <p>そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。</p> <p>なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>	<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。</p> <p>したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境形成が必要です。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善とはなっていきません。</p> <p>そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。</p> <p>なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年7月27日

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成25年7月30日

第6章 地域自治の推進

第6章 地域自治の推進

(地域自治の推進)	(説明)	(地域自治の推進)	(説明)
<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域自治（コミュニティ）に期待される役割は増大しています。</p> <p>そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）の拡充に向けて取り組むことを期待しています。</p>	<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域自治（コミュニティ）に期待される役割は増大しています。</p> <p>そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）の拡充に向けて取り組むことを期待しています。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
(地域会議の推進)	(説明)	(地域会議の推進)	(説明)
<p>第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体の構成による、地域の共通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設置することができます。</p> <p>2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p> <p>3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。</p>	<p>前条で、地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）拡充に向けた取り組みへの期待を述べました。</p> <p>そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し、解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設置について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則とします。</p> <p>地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域共通課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。そのため、自治会の単位だけでは解決が困難な場合もあり、より広範な単位で、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まってきています。共通課題の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p>	<p>第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁による団体及び目的別団体等多様な主体の構成による、地域の共通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設置することができます。</p> <p>2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p> <p>3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。</p>	<p>前条で、地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）拡充に向けた取り組みへの期待を述べました。</p> <p>そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し、解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設置について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能で、多様な主体により構成される単位で、現行の小学校区で行われている自治活動やコミュニティ活動と区分するため、中学校区の範囲を原則とします。</p> <p>地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域共通課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域では、自治会を基盤に地域自治の活性化に向けた取り組みが進められています。また、その他にも、教育や福祉等の課題に対し、各種団体、ボランティア団体、NPO等が活動を展開しています。本条では、これら地域で活動する多様な主体が連携し、より広範な単位で、地域の共通する課題の解決に向け、協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成について述べています。課題の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例素案	
作成 平成24年7月27日		作成 平成25年7月30日	
	<p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。</p> <p>したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。</p> <p>第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別途に定めることを規定しています。</p>		<p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。</p> <p>したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。</p> <p>第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別途に定めることを規定しています。</p>
第7章 自治基本条例の効果と改善		第7章 自治基本条例の効果と改善	
(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)	(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)
<p><b>第17条</b> この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p><b>2</b> 委員会は、本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は、市役所に提言を行います。</p> <p><b>3</b> 委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等による構成であることが求められます。</p> <p>第2項では、条例の改正が必要になった際には、自治基本条例推進委員会の検討を経て、必要な手続きを行うことが規定されています。</p> <p>第3項では、組織及び運営について、慎重な審議と判断が求められますので、別に定めるのが適切であると判断しました。</p> <p>なお、この自治基本条例は、17条で構成されており、愛称として「門真の17条の憲法」と呼びます。</p>	<p><b>第17条</b> この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p><b>2</b> 委員会は、本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は、市役所に提言を行います。</p> <p><b>3</b> 委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や学識経験者などにより構成し、客観的な視点からの検証が求められます。</p> <p>第2項では、条例の改正が必要になった際には、自治基本条例推進委員会の検討を経て、必要な手続きを行うことが規定されています。</p> <p>第3項では、組織及び運営について、慎重な審議と判断が求められますので、別に定めることが適切であると判断しました。</p> <p>なお、この自治基本条例は、17条で構成されており、愛称として「門真の17条の憲法」と呼びます。</p>

平成25年7月30日 (火)  
門真市自治基本条例施行規則 (案) (仮称) 門真市自治基本条例制定検討委員会

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市自治基本条例（平成25年門真市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(地域会議の設置)

**第3条** 条例第16条第1項に規定する地域会議を設立総会において設置したときは、地域会議認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を規定した会則等

- ア 地域会議の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 地域会議の目的
- ウ 地域会議の地域の範囲
- エ 地域会議の構成員に関すること。
- オ 意思決定手続その他の地域会議の運営に関すること。
- カ 会計に関すること。
- キ 会則等の変更に関すること。

(2) 事業計画書

(3) 予算書

(4) 代表となる者及び役員等の氏名、住所及び連絡先を明記した役員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

(地域会議の認定)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、地域会議の認定を決定したときは、地域会議認定通知書（様式第2号）により、当該地域会議の代表者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、地域会議の認定申請を却下したときは、地域会議認定申請却下通知書（様式第3号）により、当該地域会議の代表者に通知するもの

とする。

(地域会議の認定要件)

**第5条** 市長は、前条に掲げる認定を行うに当たり、次に定める要件を満たすものか審査を行うものとする。

- (1) 地域会議の地域の範囲は、中学校区を原則とし、市長が適当と認める一定の区域であること。
- (2) 前号に定める地域の範囲において、地縁による団体の過半数が加入していると認められる組織であること。
- (3) 会則等により、目的別団体や地域住民等が参画し、多様な主体により構成されるための仕組みが構築されている組織であること。
- (4) 地域会議の目的が条例の規定に適合した組織であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、認定を受けることができない。

- (1) 地域会議が次のいずれかの事由に該当すると認めるとき。
  - ア 営利を目的とする活動が行われるおそれがあるとき。
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動が行われるおそれがあるとき。
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動が行われるおそれがあるとき。
  - オ 暴力団若しくはその構成員の統制下にある者、及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）に規定する処分を受けている団体の統制下にある者の影響を受けるおそれがあるとき。
- (2) その地域会議が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に前条の認定を受けている地域会議が組織する地域の範囲と重複するとき。
- (3) その他市長が認定を受けるに足りないとする事由があるとき。

(地域会議の届出事由の変更)

**第6条** 第4条の規定により認定を受けた地域会議（以下「認定地域会議」という。）は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、地域会議届出事項変更届出書（様式第4号）に必要書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 地域会議の会則等を変更したとき。
- (2) 地域会議の代表者又は役員を変更したとき。
- (3) 地域会議の主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (4) その他市長が必要と認める事由

2 前項に掲げる必要書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 変更後の会則
- (2) 変更後の役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

（地域会議の解散）

**第7条** 認定地域会議を解散するときは、地域会議解散届出書（様式第5号）により、市長に届出なければならない。

（地域会議の認定の取消事由）

**第8条** 市長は、認定地域会議が、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に該当しなくなつたと認めるとき。
- (2) 第5条第2項第1号に該当すると認めるとき。
- (3) 認定地域会議の活動を1年以上行っていないと認めるとき。
- (4) 認定地域会議に対する交付金を交付の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。
- (5) 会則等に基づいた運営が行われていないと認めるとき。
- (6) 認定地域会議が会則等に則り、地域会議解散届出書を市長に提出したとき。
- (7) その他市長が取消を必要と認める事由があるとき。

（地域会議への支援）

**第9条** 市長は、条例第16条第2項及び第3項に係る地域会議の設置及び運営への支援等にあたり、人的支援、財政的支援及び物的支援等、必要な支援を行うものとする。

（地域会議の活動報告）

**第10条** 認定地域会議は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動報告書を市長に提出しなければならない。

(委員会の組織)

**第11条** 条例第17条第1項に規定する自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第12条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会長及び副会長)

**第13条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第14条** 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の部会)

**第15条** 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する部会委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

5 第12条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、こ

これらの規定中、「副会長」とあるものは「副部会長」と、「会長」とあるものは「部会長」と、「委員」とあるものは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

**第16条** 委員会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第17条** 委員会の庶務は、総合政策部公民協働課において行う。

(細目)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。